

平成 30 年 2 月 23 日
自動車局安全政策課

「自動車運送事業者における脳血管疾患対策ガイドライン」を策定しました

自動車運送事業者における運転者の脳健診受診等を促進し、健康起因事故の防止を図るため、脳血管疾患対策を進めていくために知っておくべき内容や取り組む際の手順等を具体的に示した「自動車運送事業者における脳血管疾患対策ガイドライン」を策定しました。

近年、事業用自動車の運転者が疾病により運転を継続できなくなる事案の発生件数が増加しています。その中で最も多いのは、脳血管疾患であり、事業用自動車の運転者に関する脳血管疾患対策が必要となっています。

このため、国土交通省では、産官学の幅広い関係者からなる「健康起因事故対策協議会」を設置し、脳血管疾患対策等の在り方について議論をしてきましたが、今般、同協議会での議論を受けて、自動車運送事業者が、運転者の脳健診の受診等、脳血管疾患対策を進めていくために知っておくべき内容や取り組む際の手順等を具体的に示した「自動車運送事業者における脳血管疾患対策ガイドライン」（別添 1 参照）を策定しました。

また、本ガイドラインの普及を図るための概要版（別添 2 参照）を作成しました。

自動車運送事業者において、本ガイドラインを活用することにより、脳健診の受診や治療の必要性について理解が浸透し、事業者による自主的なスクリーニング検査の導入が拡大することが期待されます。

＜お問い合わせ先＞

自動車局安全政策課 川村、鈴木

TEL : 03-5253-8111 (内線 41615、41624)

03-5253-8566 (直通)

FAX : 03-5253-1636